

# <交通安全テスト>

平成26年9月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車は、「車両」であるので、道路の中央を進行してもよい。【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項11号（軽車両）

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等）

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

### <指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行することとされています。

※ 参考～

普通自転車の歩道通行（道路交通法第63条の4第1項（概要））

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）  
70歳以上の者  
身体の不自由な人  
の場合
- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合は、歩道を通行することができる。

② 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときはその信号に従って横断する。【○】

A : ● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 人の形の記号を有する赤色の灯火                        | 人の形の記号を有する青色の灯火の点滅                     | 人の形の記号を有する青色の灯火            |
|--|--|----------------------------|
| 1 省略                                   | 1 省略                                   | 1 省略                       |
| 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。 | 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。 | 2 自転車は、直進をし又は左折することができること。 |
| 3 省略                                   |  |                            |
| 4 省略                                   |  |                            |

● 交通の方法に関する教則第1章第2節1信号の意味（抜粋）

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければならない。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示板が設置されている場合は、自転車は当該歩行者用信号に従わなければならない。

③ 自転車は「一時停止」の標識がある場所では、必ず一時停止し、周りの安全を確認してから進む。【○】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3交差点の通り方

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

④ 携帯電話を使用しながらや、ヘッドホンを使用し、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は法律で禁止されている。【○】

A : ● 大阪府道路交通規則第13条第1項第3号（運転者の遵守事項）

携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

罰則：5万円以下の罰金

● 大阪府道路交通規則第13条第1項第5号（運転者の遵守事項）

警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。

罰則：5万円以下の罰金

### <指導のポイント>

携帯電話を使用しての運転は片手運転となるため、安定を失う恐れがあり、また、メールを送受信する際、脇見運転にもなり大変危険ですのでやめましょう。

また、ヘッドホンステレオ等で大音量の音楽を聴きながらの運転は、周囲の交通状況への注意がおろそかになり、大変危険なので絶対にやめましょう。

### ⑤ 夜間、自転車で走行する時、自転車のライトを付けなければいけない。【○】

#### A : ● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火）

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

#### 罰則：5万円以下の罰金

#### ● 交通の方法に関する教則第3章第1節1 自転車に乗るに当たっての心得

(9) 自転車に乗る時は、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

### <指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行している自転車・人に自分の存在を早く知らせることができます。

自転車に乗る前にライトが点灯するか、壊れていないか点検してから乗りましょう。暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯しましょう。

夜間の外出時の服装は、白や黄色のような明るい色の服を着用しましょう。

黒や紺色の服は周りの暗さと同化してしまいます。

また、反射材も活用しましょう。

反射材は車のライトを反射して光を跳ね返す特性があり、約100℃先（前照灯（ハイビーム）点灯時）の車の運転手に気づいてもらうことができます。

